

○学校法人芝浦工業大学環境マネジメント規程

平成18年5月11日

制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人芝浦工業大学(以下「本学」という。)に環境マネジメントシステム(以下、「EMS」という。)を導入し、EMSを適正に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

(EMSの適用)

第2条 本学は、EMSを適用するキャンパスを定める。

(EMSの適用規格)

第3条 本学は、EMSの適用規格を定め、EMSの目的を達成するものとする。

2 EMSは、認証機関による認証を受け、また当該機関及び学内機関の定期的な監査を受けるものとする。

(EMSのための制度、組織)

第4条 本学は、第2条、第3条によるEMSの実施のために組織、制度を整備する。

(環境総括者)

第5条 本学は、EMSのために環境総括者を置く。環境総括者は、本学理事長とする。

(事務の所管)

第6条 EMS適用キャンパスにEMS運営のため事務局を置く。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第2条は当分の間、大宮キャンパスに適用する。

附 則

この規程(改正)は、平成20年6月26日から施行する。